

2 1 川 監 公 第 8 号
平成 2 1 年 8 月 7 日

川崎市職員措置請求について（公表）

平成 2 1 年 6 月 9 日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 4 項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川 崎 市 監 査 委 員	鹿 川	隆
同	奥 宮	京 子
同	後 藤	晶 一
同	宮 原	春 夫

(別紙)

21川監第497号
平成21年8月7日

請求人 A 様

川崎市監査委員	鹿	川	隆
同	奥	宮	子
同	後	藤	晶
同	宮	原	春
			夫

川崎市職員措置請求について（通知）

平成21年6月9日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

[請求内容]

川崎市職員措置請求書

川崎市監査委員 様

2009年5月31日

※ 請求書本文について、住所、氏名、職業の省略をしたほか、原文のまま記載した。

1. 請求の要旨

監査委員は下記の事項を市長に対して勧告してください。

- 一、川崎市長は、川崎朝鮮初級学校に対する平成20年度朝鮮学校研修費補助金のうち、「教員祖国研修」に関する市の補助金額たる10万円につき、朝鮮学校側に対し返還を求めるべきであり、返還されない場合には、市長自らが返還してください。
- 二、川崎市長は、川崎朝鮮初級学校に対する平成20年度朝鮮学校研修費補助金のうち、「県下職員短期研修」に関する市の補助金額たる1万円につき、朝鮮学校側に対し返還を求めるべきであり、返還されない場合には、市長自らが返還してください。
- 三、川崎市長は、川崎朝鮮初級学校に対する平成20年度朝鮮学校研修費補助金のうち、「全国校長会議」に関する市の補助金額たる1万5千円につき、朝鮮学校側に対し返還を求めるべきであり、返還されない場合には、市長自らが返還してください。
- 四、川崎市長は、川崎朝鮮初級学校に対する平成20年度朝鮮学校研修費補助金のうち、「全国教務主任講習」に関する市の補助金額たる5千円につき、朝鮮学校側に対し返還を求めるべきであり、返還されない場合には、市長自らが返還してください。
- 五、川崎市長は、川崎朝鮮初級学校に対する平成20年度朝鮮学校研修費補助金のうち、「幼稚班主任講習会」に関する市の補助金額たる6千円につき、朝鮮学校側に対し返還を求めるべきであり、返還されない場合には、市長自らが返還してください。
- 六、川崎市長は、川崎朝鮮初級学校に対する平成20年度朝鮮学校研修費補助金のうち、「特別教育セミナー」に関する市の補助金額たる1万円につき、朝鮮学校側に対し返還を求めるべきであり、返還されない場合には、市長自らが返還してください。
- 七、川崎市長は、川崎朝鮮初級学校に対する平成20年度朝鮮学校研修費補助金のうち、「中央教育研修大会」に関する市の補助金額たる3万円につき、朝鮮学校

側に対し返還を求めるべきであり、返還されない場合には、市長自らが返還してください。

八、川崎市長は、川崎朝鮮初級学校ないし南武朝鮮初級学校に対し、平成20年度朝鮮学校補助金の合計金額たる34万7千円につき、朝鮮学校に対し返還を求めるべきであり、返還されない場合には、市長自らが返還してください(なお、本項は請求の要旨一項から七項を包含するものとする)。

2. 請求の理由

請求の要旨一項について

- (1) 教員祖国研修(以下当該研修という。)について、川崎市職員は、北朝鮮への交通費等は含まれておらず、研修主催者に対して朝鮮学校が直接支出したものであると説明する。
- (2) しかしその一方で、当該研修を誰が主催したかについて、一切の記述がなかった。
- (3) 「補助対象事業実施金額内訳No. 3」においては、教員祖国研修会 参加負担金18万円との記載があるが、その合計金額を示すはずの「計」欄においては、1.8万円となっており、極めて杜撰であると言わざるを得ない。
- (4) なお、同文書の「備考」欄には、「場所:ピョンヤン」、「参加者●●先生」という記述があるが、ピョンヤンという記述は、北朝鮮における首都を示すものであって、東京という記述と何らの変わりがないから、研修場所を具体的に示したものとは言い難い。
- (5) 請求者が川崎市長より情報公開制度内にて入手した情報に基づく限りにおいては、残念ながら、この10万円の根拠に関するものは開示されなかった。領収書や研修先等の書類も全く見つからない状況であった。
- (6) このようなことから、研修の事実を認めることも、その金額について10万円であったということを認めることも現時点では無理があるものと言わざるを得ない。
- (7) 仮に、朝鮮学校が北朝鮮国内の教育団体や個人等に対し10万円を実際に支払っていたとしても、その金額が、当該研修を受け入れた北朝鮮の物価水準や経済状況に照らして妥当なものと言えるのかについては、疑問である。その理由は、今月6日付の時事通信社提供の情報(事実証明書「南北朝鮮が予備接触一開城工業団地問題で」)によれば、「開城工業団地では、101の韓国企業で3万3000人の北朝鮮労働者が働いている。北朝鮮労働者が支払われる賃金は、保険料を含めて1カ月75ドル。ただ、給料は全額がいったん北朝鮮当局に渡され、労働者は一部しか所得でさない仕組みとなっている」という記述に基づき、1ドル100円で75ドルを換算した場合、北朝鮮の賃金は月収7500円であると算出されるが、10万を月収で割ると北朝鮮労働者の13.33カ月分の月収となる。一方、日本における13.33カ月分の月収は、月収20万円の者の場合で算出すると年間で計約267万円にのぼる。そうすると、朝鮮学校の支払った10万円は、川崎市職員が交通費を含まないと述べて

いること、当該研修が8月16日から23日までの約1週間だったこと、北朝鮮の一般人にかかる物価水準や経済状況に照らしても、余りに高額な金額であるといわざるを得ない。

- (8) 高額であるにもかかわらず、その内容や行き先もピョンヤンとしか表記されていないのに、市長は当該部分にかかる補助の根拠についての追加の資料を得ることなく、漫然と支出している。市長が、その職責を果たしたものといえるかについては大いに疑問である。
- (9) 当該研修については、支出をする基本的根拠となる根本的資料が欠如しており、支出の妥当性にも大いに疑問が残るところであって、少なくとも現時点では、この部分にかかる支出について、市長は、朝鮮学校側に対し返還を求めるべきで、返還されない場合には、市長自らが返還すべきであるといわざるを得ない。
- (10) 北朝鮮は多数の日本人等を違法に北朝鮮国内に強制的に連行する行為を行った。また、北朝鮮は、5月25日、自国の利益のみを目的として一つしかない地球の環境を放射性物質で汚染させるという許し難い行為(2度目の核実験)をおこなった。川崎市長が朝鮮学校の関係者による北朝鮮国内における研修に対し市民の大切な税金を漫然と支出したことは、核実験による地球の汚染や拉致被害の事実と照らすと、明らかにその政策的判断を過ったものといわざるを得ないものである。

請求の要旨二項について

- (1) 県下職員短期講習は、補助対象事業実施報告書によれば「教育指針と指導要領の統一性を計り教員達の教育指導力を向上させる講習」であるとの記載があり、参加人数が十人で、金額は1万5千円で、うち市が補助したのが1万円、平成20年6月14日に実施されたとの記述がある。
- (2) この研修について、「補助対象事業実施金額内訳」のNo. 1を見ると、場所に関して「神奈川県教育本部ホール」という記載がある。
- (3) しかしながら、「神奈川県教育本部ホール」について、住所等について、そこには一切の記載がない。
- (4) 神奈川県教育本部ホールがどこにあるかについては、少なくともこの文書からは明らかでなく、どこなのか分からないのが現状である。
- (5) 場所が不明であり、実際に行われた研修かも不明である。
- (6) よって、この部分に関する支出は、実際に行われていない研修であると思われるため、市長は朝鮮学校側に対し返還を求めるべきであり、返還されない場合には、市長自らが返還すべきである。

請求の要旨三項について

- (1) 全国校長会議は、補助対象事業実施報告書によれば「全学年度の総括と今年度の具体策をまとめる」研修内容であるとあり、1名が参加し、金額は42000円で、そのうち市が補助したのは1万5000円であり、実施されたのが平成20年4月18日～20日であったとの記述がある。
- (2) この研修について、「補助対象事業実施金額内訳」のNo. 1によると、場所

は「大阪近畿学院」という記載がある。

- (3) しかしながら、大阪近畿学院について、住所等について、そこには一切の記載がなく、場所も詳細が不明である。
- (4) また、支出科目は、参加負担金扱いとして42000円という表現になっているが、備考欄には、交通費27000円含むと書かれている。
- (5) 下には、「支出科目は、内訳を記入」とあるので、内訳は左に支出科目として表現されるべきなのに、それはされていない。
- (7) 上記(3)にあるとおり、場所として記載されている大阪近畿学院が実在するものかどうかも含め不明であり、実施された研修なのかもわからない。この部分に関する補助金としての支出は、市長が朝鮮学校側に対し返還を求めるべきであり、返還されない場合には、市長自らが返還すべきである。

請求の趣旨四項について

- (1) 全国教務主任講習は、補助対象事業実施報告書によれば「職務講習」を研修内容とし、1名が参加し、金額は33000円で、そのうち市が補助したのは5000円であり、実施されたのが平成20年5月10日～11日であったとの記述がある。
- (2) この研修について、「補助対象事業実施金額内訳」のNo. 1によると、場所は「大阪近畿学院」という記載がある。
- (3) しかしながら、大阪近畿学院について、住所等について、そこには一切の記載がなく、場所は不明である。
- (4) また、支出科目は、参加負担金扱いとして33000円という表現になっているが、備考欄には、交通費27000円含むと書かれている。
- (5) 下には、「支出科目は、内訳を記入」とあるので、内訳は左に支出科目として表現されるべきなのにそれはされていない。
- (6) 上記(3)にあるとおり、場所として記載されている大阪近畿学院が実在するものかどうかも含め不明であり、実施された研修なのかもわからない。この部分に関する補助金としての支出は、市長が朝鮮学校側に対し返還を求めるべきであり、返還されない場合には、市長自らが返還すべきである。

請求の趣旨五項について

- (1) 幼稚班主任講習会は、補助対象事業実施報告書によれば「主任の資質向上と情報交換。」を研修内容とし、1名が参加し、金額は33000円で、そのうち市が補助したのは6000円であり、実施されたのが平成20年8月9日～10日であったとの記述がある。
- (2) この研修について、「補助対象事業実施金額内訳」のNo. 3によると、場所は「大阪近畿学院」という記載がある。
- (3) しかしながら、「大阪近畿学院」について、住所等についてそこには一切の記載がなく、場所も詳細は不明である。
- (4) また、支出科目は、参加負担金扱いとして33000円という表現になっているが、備考欄には、交通費27000円含むと書かれている。
- (5) 下には、「支出科目は、内訳を記入」とあるので、内訳は左に支出科目とし

て表現されるべきなのにそれはされていない。

- (6) 上記(3)にあるとおり、場所として記載されている大阪近畿学院が実在するものかどうかも含め不明であり、実施された研修なのかもわからない。この部分に関する補助金としての支出は、市長が朝鮮学校側に対し返還を求めるべきであり、返還されない場合には、市長自らが返還すべきである。

請求の趣旨六項について

- (1) 特別教育セミナーは、補助対象事業実施報告書によれば「学習障害教育に関する講習会」を研修内容とし、1名が参加し、金額は10000円で、そのうち市が補助したのは10000円であり、実施されたのが平成20年8月5日であったとの記述がある。
- (2) この研修について、「補助対象事業実施金額内訳のNo. 3によると、場所は「横浜ホーストプラザ―十日市場」という記載がある。
- (3) しかしながら、「横浜ホーストプラザ」の、住所等について、そこには一切の記載がなく、場所も不明である。
- (4) 場所として記載されている横浜ホーストプラザが実在するものかどうかも含め不明であり、実施された研修なのかもわからない。この部分に関する補助金は、市長が朝鮮学校側に対し返還を求めるべきであり、返還されない場合には、市長自らが返還すべきである。

請求の趣旨七項について

- (1) 中央教育研修大会は、補助対象事業実施報告書によれば「分科別研究研修」を研修内容とし、10名が参加し、金額は3万円で、そのうち市が補助したのは3万円であり、実施されたのが平成20年1月31日～2月1日であったとの記述がある。
- (2) この研修について、実施された日は平成20年1月31日～2月1日であるということであるから、平成19年度の実施にかかっていることが認められる。
- (3) そうすると平成20年度の補助金として市長が支出を認めたことは不適切であるというほかない。
- (4) この部分に関する補助金としての支出は、市長が朝鮮学校側に対し返還を求めるべきものであり、返還されない場合には、市長自らが返還すべきである。

請求の要旨八項について

(請求の要旨一項から七項までと本項の関係について)

請求の要旨八項は、請求の要旨の一項から七項までを含む関係にある。請求の要旨一項から七項はいずれも各項目に固有の事情をもとにそれを指摘し支出の誤りを指摘し金額の返還を求めようとしたものであるが、それに対し本項は各支出同士の関係や、全体的に見たときの不自然さ・杜撰さを根拠として、補助金全体にかかる不適切な点を明らかにし、補助金全体の返還を求める趣旨である。

(支出項目の全体に共通する事実)

市長は、平成20年度朝鮮学校研修費補助金を各朝鮮学校に支出するにあたり、朝鮮学校側から根拠資料としての領収書等を徴していない。このことは、請求者の市長に対する情報公開請求に対し、市長は領収書等を開示対象文書として提示して

いないことから明白である。

(支出の検討の難しさ)

領収書等がない本件については、その支出の詳細を調査しようとしても、住民としても職員としても限度が出てくるところは当然である。詳細情報がない以上、支出の根拠ないし妥当性を判断することは極めて難しくなってしまう、その支出の適正性ないし根拠については、十分な検討を行うことができない。

この補助金に関する支出については、請求の要旨七項に関して明らかにしたとおり、前年度の補助金の対象とすべきものを本年度の対象として市長が支出を認めていることをはじめ、全体的に杜撰さが見られるところであり、著しい問題が多数存在している。

そうであるにもかかわらず、市長が何らの領収書を徴することなく、漫然と補助金を支出したことは許されることではない。

よって、市長は責任を持って自ら補助金の合計額である34万7千円を朝鮮学校に対し返還請求するとともに、返還がなされない場合、自ら返還することが相当である。

(補助金の支出の不適正を補強する事実)

- (1) 川崎朝鮮初級学校が平成20年4月18日から20日までの研修として参加した「全国校長会議」は、南武朝鮮初級学校が平成20年4月18日から20日までの研修として参加した「全国校長講習会」と同様である可能性が高いが、その金額は川崎朝鮮初級学校のものが4万2千円(うち市補助1万5千円)、南武朝鮮初級学校のものが1万5千円(うち市補助1万円)となっている。同じ研修会であると思われるが、学校間で支出した金額には大きな違いがあることに加えて(なお、これは、交通費に関連する差額であると思われるが、表記の仕方は両校が同じくすべきである)、市補助金額も異なっている。仮に同じ研修会に同じ金額を払ったのだとすれば、同等の金額を補助するのが普通なのに、市は、補助金の金額に差をつけているが、これはいかなる理由なのであろうか。また、仮に同じ研修会であるとしたら、川崎朝鮮初級学校がその会場を「大阪近畿学院」と書類上あらわしているのに対し、南武朝鮮初級学校がその会場を「近畿学園」と書類上あらわしているが、場所の表現の仕方はかなり異なっているから、市長は、補助金を交付するにあたっては、どちらが正しいのかという疑問を抱くのが通常であると考えられる一方で、記述が修正された様子はない。
- (2) 川崎朝鮮初級学校が平成20年5月10日から11日までの研修として参加した「全国教務主任講習」は、南武朝鮮初級学校が平成20年5月10日から11日までの研修として参加した「教務主任講習」と同様の研修である可能性が推定されるが、その金額には違いがある(なお、これも、前記(1)と同様に、交通費を入れているか否かの違いであると思われる)ほか、市が補助した金額は川崎に対しては5千円、南武に対しては4千円であり、ここでも、(1)と同様に同じ研修会であるのに市が補助金額に差をつけているという不自然な点がある。
- (3) 川崎朝鮮初級学校が平成20年8月20日に参加した「美術教員講習」は、

研修内容が「全国中央美術展の審査」であり、参加人数2人、研修費用1万円ということであるが、南武朝鮮初級学校が平成20年8月19日に参加した「美術審査講習」では研修内容が「学年別美術技能審査講習」であり、参加人数1人、研修費用1万円となっている。両講習は、実質的に同趣旨の講習であると思われるが、参加人数が異なっているにもかかわらず、研修費用が同じ1万円なのは不自然である。また、美術教員が、「全国中央美術展」について、審査員として審査する際に、何らかの講習を改めて受講する必要性について、そのような必要性があるのか、疑問のあるところであるし、仮に、審査員間で審査の基準を統一するために必要な「講習」であるのだとしても、そのようなものに対して払われる費用というものは、通常は、美術作品にかかる審査委員としての立場、それを引き受けてもらうことに対するものとして、展覧会主催者から審査委員に対し、交通費や謝礼等を交付するものであると思われるから、研修費として朝鮮学校が支出していること自体が、不自然であるというほかない。

- (4) 南武朝鮮初級学校では、研修名の表現について、補助対象事業実施報告書においては「安全運転管理者講習」となっているが、補助対象事業実施金額内訳においては「安全管理者講習」となっていること、同様に、「科目別教科講習」について「科目別教科書講習」となっていることが認められる。なお、安全運転管理者講習については、過去に実施された講習であり、講習自体の存在を確認することができたが、出席したという事実を明らかにする書面は添付されていない。なお、民間企業等では、従業員が講習会ないし国家試験に臨むに際して受講票や国家試験の試験場の番号シール等を取って受講料、受験料を負担した企業等に対し提出するよう指示がなされることもあることを付け加える。
- (5) 川崎朝鮮初級学校の全国(中央)教育研究研修(費用3万円)について、南武朝鮮初級学校では全国教育研究研修(費用3万5千円)と表記されている。同等の趣旨の研修であるが、既に指摘しているように川崎朝鮮初級学校の記述した分については、本来平成19年度に処理すべきものであったという問題があった。これが平成20年度になって、研修費を値上げしたとか、算出方法に違いがあるとかでないかぎり、研修費用に5000円の差は基本的には生じないものと考えられる。

意見

朝鮮学校研修費補助金については、その根拠となる書類に乏しいのが現状である。市長がその根拠となる領収書等の提出を求めることをしていないことは誠に残念である。

他方で、書類が十分にあれば、事実を確認することが可能となり、市民も支出の適正性を認識することができるであろう。

補助金を支出するにあたっては、支出の適正性及び根拠等を認識可能な程度に書類等が揃っていることを求めたい。

2 請求者

住所 略

氏名 略

職業 略

※請求結果の公表においては、請求者に係る個人情報の公表を拒否します。

(事実証明書)

- ・補助対象事業実績報告書(川崎朝鮮初級学校学校長による川崎市長に対する報告)計 1 枚
- ・同別紙 補助対象事業実施報告書(川崎朝鮮初級学校作成) 計 1 枚
- ・同別紙 補助対象事業実施金額内訳No. 1～No. 4 計 4 枚
- ・補助対象事業実績報告書(南武朝鮮初級学校学校長による川崎市長に対する報告)計 1 枚
- ・同別紙 補助対象事業実施報告書(南武朝鮮初級学校作成)計 2 枚
- ・同別紙 補助対象事業実施金額内訳No. 1～No. 5 計 5 枚
- ・「南北朝鮮が予備接触―開城工業団地問題で」

[結果]

第1 請求の受理

本件措置請求は平成21年5月31日付けの請求書が郵送され、6月4日に收受した。しかしながら、一部の形式的要件を満たしていなかったため補正を求めたところ、平成21年6月9日に補正されたものが提出された。よって所定の要件を具備しているものと認め、平成21年6月9日付けでこれを受理し、監査対象局を市民・こども局とした。

第2 監査の実施

1 関係職員の陳述

平成21年7月7日、市民・こども局の関係職員（以下「関係職員」という。）から陳述の聴取を行った。

なお、請求人については陳述を希望しなかったため、実施しなかった。

2 監査対象事項

本件措置請求の内容及び関係職員の陳述を勘案し、監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 川崎市が行った川崎市朝鮮学校研修費補助金の支出は、違法又は不当な支出であるかどうか。
- (2) 川崎市長に対し川崎朝鮮初級学校及び南武朝鮮初級学校への返還請求等を求めるべきかどうか。

第3 監査の結果

1 監査対象局の説明

陳述の際、関係職員が説明した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 川崎市の朝鮮学校に対する助成について

ア 朝鮮学校の位置付け

朝鮮学校は、在日朝鮮人に対して朝鮮語を用いた教育を行う民族学校（教育施設）である。しかしながら、学校教育法（昭和22年法律第26号）が第1条に規定する学校（いわゆる1条校）、あるいは同法第124条に規定する専修学校ではなく、同法第134条に規定される各種学校として位置付けられている。

イ 助成内容

川崎市は、学校法人神奈川朝鮮学園が設置する川崎朝鮮初級学校及び南武朝鮮初級学校に対し、①教材教具の購入及び施設の整備等に要する経費を対象とする川崎市朝鮮学校整備等補助金、②在籍する児童等の保護者に対してその授業料の一部を補助することにより、保護者の児童等について要する学費の負担の軽減を図ることを目的とする川崎市朝鮮学校児童等保護者補助金、③学校長及び教職員の研修費を補助することにより、朝鮮学校の教育条件の維持及び向上を図り、もって朝鮮学校に学ぶ青少年の健全なる育成と日朝文化の交流に寄与することを目的とした川崎市朝鮮学校研修費補助金（以下「研修費補助金」という。）を交付している。

本件請求対象である研修費補助金は平成10年度から交付されている。当初の交付額は50万円であったが徐々に減額しており、平成20年度は34万7千円となっている。

(2) 研修費補助金交付に係る事務処理

研修費補助金は、川崎市朝鮮学校研修費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づいて交付されており、主な手続は以下のとおりである。

ア 補助金の交付を受けようとする者は、研修費補助金交付申請書に必要な書類（研修費補助対象事業に係る事業計画書、補助対象年度の収支予算書、補助対象年度の前年度の収支決算書、補助対象年度の5月1日現在生徒数・教職員調書等）を添付し市長に提出する。

イ 市長は申請書その他の書類を審査し、補助金交付の可否を決定し、交付の決定又は不交付決定を申請者に通知する。

ウ 補助金の交付を受けた者は当該補助対象事業完了後、速やかに補助対象事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）並びにその別紙である補助対象事業実施報告書（以下「実施報告書」という。）及び補助対象事業実施金額内訳（以下「実施金額内訳」という。）を市長に提出する。

(3) 証拠書類の調査等

平成20年度研修費補助金に係る川崎市職員措置請求書が提出されたことを受け、川崎朝鮮初級学校及び南武朝鮮初級学校から平成21年3月31日付けで提出された実施報告書及び実施金額内訳を精査するとともに、証拠書類の調査等を実施した。その結果、全ての研修について領収書又は支出伝票の存在を確認することができ、さらに各研修に参加した学校長及び教職員代表による研修受講報告書の提出を受けた。

なお、実施報告書について記載内容が誤っている、あるいは不十分である項目については修正するよう要請し、平成21年6月30日付けで、川崎朝鮮初級学校及び南武朝鮮初級学校から修正された実施報告書及び実施金額内訳が提出されたところである。

補助対象事業として実施報告書及び実施金額内訳に記載されている各研修についての調査結果は以下のとおりである。

なお、アからオについては基本的に川崎朝鮮初級学校の補助対象事業である。

ア 教員祖国研修

(ア) 調査の結果、参加負担金18万円には交通費13万円が含まれていることが判明した。

(イ) 主催者は朝鮮総連中央本部教育局である。

(ウ) 実施金額内訳の合計欄には、一桁少なく記載されており、18万円の誤りであることが判明した。

なお、本市においても今後は提出された書類の確認体制の強化を図っていく。

(エ) 開催場所はピョンヤンの人民大学習堂である。

(オ) 当該研修は母国語の向上を内容とするものであるが、両校とも日本語

の授業を除き、朝鮮語を用いて授業を行っていることから、他の研修補助と同様に本市に在籍する子どもへの教育を担う教職員に対する助成として、適正な支出である。

イ 県下教員短期講習

再提出された実施金額内訳では、開催場所として記載されていた神奈川県教育本部ホールが朝鮮総連神奈川県本部大会議室と修正されており、住所及び電話番号も追加して記載されている。なお、その存在については電話等により確認済みである。

ウ 全国校長会議、全国教務主任講習及び幼稚班主任講習会

再提出された実施金額内訳では、開催場所として記載されていた大阪近畿学院が朝鮮総連中央学院近畿分校と修正されており、住所及び電話番号も追加して記載されている。なお、その存在については電話等により確認済みである。

エ 特別教育セミナー

再提出された実施金額内訳では、開催場所として記載されていた横浜ホーストプラザ―十日市場が横浜ホームストプラザE204と修正されており、住所及び電話番号も追加して記載されている。なお、その存在については電話等により確認済みである。

オ 中央教育研修大会

当初の報告書では実施年を平成21年と記載すべきところ、平成20年と誤って記載してしまったものであり、再提出された報告書で訂正済みである。

なお、本市においても今後は提出された書類の確認体制の強化を図っていく。

カ 両校の実施報告書等の表記の差異について

(ア) 川崎朝鮮初級学校及び南武朝鮮初級学校が、それぞれ実施報告書等に記載している全国校長会議と全国校長講習会は同じ研修であるが、交通費を含めるか否かによって金額に差異が生じているものである(参加者負担金については、両校とも同額)。実施報告書に記載されている市補助金額は、市から支払われた補助金を、それぞれの学校が各研修に振り分けているため、差異が生じるものである。

また、研修名(全国教務主任講習と教務主任講習等)や会場名(大阪近畿学院と近畿学園等)については、従来から略称で記載していたり、朝鮮語の日本語への訳文の仕方の違いがあることから、両校で差異が生じるものである。今後は誤解を招かないよう、研修名や会場名等は正確に記載すること、交通費と研修費についてもその区別が分かるように記載することを要請した。

(イ) 川崎朝鮮初級学校及び南武朝鮮初級学校が、それぞれ実施報告書等に記載している美術教員講習と美術審査講習は同じ講習であるが、前記のように日本語への訳文の仕方で差異が生じている。この講習は1日で、関東地方の高校、中学、小学校の児童・生徒らの美術品を集め、1点1

点審査、評価し作品の最優秀賞、優秀賞、佳作等を決めると同時に、審査法や評価法の講習も行っている研修である。

参加負担金は、学校単位（１校あたり１万円）で参加費が設定されており、同一校から何人参加しても同じ金額である。

なお、南武朝鮮初級学校が実施報告書等に記載している美術講習は、宿泊を伴うもので全国の美術教員が集まり、朝鮮大学校の美術教授から直接指導と講習を受けるものである。内容としては、直接生徒に教える指導法やデッサン、鉛筆、筆使いや色使いなど専門的な知識を学び、屋外でのデッサン実習もある。

キ 南武朝鮮初級学校の実施報告書等の記載の誤り

（ア）実施報告書では安全運転管理者講習と記載されているのに対し、実施金額内訳には安全管理者講習、同様に科目別教科講習と科目別教科書講習と記載されているが、いずれも実施報告書が正しい表記である。

（イ）川崎朝鮮初級学校の実施報告書に記載されている中央教育研究研修大会は、実施金額内訳では全国（中央）教育研究研修と記載されており、また同じ研修が南武朝鮮初級学校の実施報告書等では全国教育研究と記載されている。理由については上記のとおりであるが、費用について前者は３万円、後者は３万５千円と報告している。当該研修費用については３万円が正しく、南武朝鮮初級学校から、当初主催者が３万５千円で設定していた研修費が３万円に変更されたものであり、修正をするのを忘れてしまっていたとの説明があった。

再提出された実施金額内訳は、正しい表記となっているが、本市においても今後は提出された書類の確認体制の強化を図っていく。

（４）監査請求に関する本市の考え方

ア 本来、こどもの学習する権利は、国籍、出身、言語文化の違いまた身体状況等により差別化されるものではなく、市内の学校に在籍する児童・生徒においては、公平に保障されるものである。よって、児童・生徒の教育を担っている教員の研修費用についての助成は、有意義であると認識している。

イ 本件補助金については、実施報告書等の確認が不十分であったため、記載内容の不備に気付かなかったことについては真摯に反省し、今後は両校に、再提出された実施報告書等と同様に詳細な内容を記載するよう、指導するとともに、本市においても適正な事務執行を努めていく。

ウ しかしながら、補助対象事業である全ての研修について、領収書又は出金伝票等を確認することが可能であったこと、さらには、今回再提出された資料等を踏まえると、本件補助金の支出については本来の目的を達成するためであったものと判断でき、返還の必要性はないものとする。

２ 事実関係の確認等

関係職員の陳述及び関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

（１）川崎市内の朝鮮学校

ア 学校法人神奈川朝鮮学園

昭和40年に設立された学校法人であり、川崎市所在の川崎朝鮮初級学校及び南武朝鮮初級学校の他にも、県内に立地する神奈川朝鮮中高級学校、横浜朝鮮初級学校及び鶴見朝鮮初級学校を設置・運営している。

イ 川崎朝鮮初級学校

国語講習所を前身として、昭和21年に川崎朝鮮初等学院として創立された。その後、幼稚班、中級部が併設され、昭和46年に川崎朝鮮初中級学校に改称されたが、平成17年に中級部が神奈川朝鮮中高級学校に統合された。

所在地は川崎市川崎区桜本であり、平成20年5月1日現在の生徒数は幼稚部16名、初級部60名の計76名である。なお、教職員数は兼務を含め15名である。

ウ 南武朝鮮初級学校

昭和21年に高津朝連学園として創立された。その後、昭和35年に南武朝鮮初級学校に改称された。

所在地は川崎市高津区末長であり、平成20年5月1日現在の生徒数は幼稚部17名、初級部34名の計51名である。なお、教職員数は兼務を含め13名である。

(2) 川崎市の私立学校等の助成について

川崎市は私立学校等の助成の一つとして、研修費に係る補助金を川崎市私立中学高等学校長協会、社団法人神奈川県専修学校各種学校協会川崎支部及び川崎市幼稚園協会に交付しており、本件補助金もその一環として交付している。

(3) 本件補助金に関する交付手続

要綱において本件補助金の交付手続を規定しているが、主な手続に関する規定は以下のとおりである。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、研修費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 研修費補助対象事業に係る事業計画書(第2号様式)
- (2) 補助対象年度の収支予算書(第3号様式)
- (3) 補助対象年度の前年度の収支決算書(第4号様式)
- (4) 補助対象年度の5月1日現在生徒数・教職員調書(第5号様式)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の決定)

第6条 補助金の額は、市長が、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、第5条の規定による補助金の交付の申請があったときは、申請書その他の書類を審査し、速やかに、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは補助金交付決定通知書（第6号様式）により、補助金を交付しないことに決定したときは補助金不交付決定通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付条件等）

第8条 補助金の交付を受けた者は、交付決定を受けたその年度内に補助対象事業を完了しなければならない。

- 2 補助金は、交付決定を受けた補助対象経費以外の経費に使用してはならない。

- 3 補助対象事業を変更し、又は中止しようとする場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助金の交付を受けた者は、当該補助対象事業完了後、速やかに補助対象事業報告書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（証拠書類の整備）

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る書類を整備し、当該補助対象事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（調査に対する協力義務について）

第11条 補助金の交付申請をした者は、申請書及び添付文書に記載した事実、補助金の使途等に関し、市長が必要な調査をするときは、これに協力しなければならない。

（4）平成20年度の状況

ア 要綱第5条に基づき、川崎朝鮮初級学校からは平成20年6月30日付け、南武朝鮮初級学校からは平成20年6月26日付けで研修費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）が提出されている。

なお、添付書類として補助対象年度の5月1日現在生徒数・教職員数調書が提出されているが、両校とも教職員数の記入が漏れていた。

イ 要綱第7条に基づき、審査の結果、両校に対し7月14日付けで交付決定通知を行っている。

なお、補助金額は、平成20年度予算として決定された総額34万7千円を生徒数等に基づき配分しており、川崎朝鮮初級学校に対しては20万6千円、南武朝鮮初級学校に対しては14万1千円となっている。

ウ 要綱第9条に基づき、川崎朝鮮初級学校及び南武朝鮮初級学校から、平成21年3月31日付けで実績報告書が提出され、同報告書の別紙として実施報告書が添付されており、平成20年度に実施済みの研修名や実施年月日等が記載されている。

しかしながら、当該報告書に記載の各研修と、平成20年6月末に提出された交付申請書に添付の事業計画書に補助対象事業として記載されている各研修を比較すると、両校とも変更がある。計画変更の際には、要綱第

8条に基づく速やかな報告が必要であったが、当該報告は行われておらず、川崎朝鮮初級学校における実施報告書に変更内容を記載しているだけであった。なお、4月から6月までの期間における研修についても変更されているが、これらの研修は、6月末の交付申請時には、既に実施済みのはずであり、交付申請時に適正な記載がなされていれば、変更の余地はないものである。

なお、両校とも、誤りや不適切な記載である箇所について修正の上、平成21年6月30日付けで実施報告書及び実施金額内訳を再提出している。

エ 本件住民監査請求提起後、関係職員は、要綱第11条の規定に基づき実地調査を実施した。その結果、川崎朝鮮初級学校及び南武朝鮮初級学校から、すべての研修についての証拠書類が提示され、関係職員が確認した上で、その写しを受領した。

当該証拠書類の写し及び研修に参加した学校長及び教職員代表が記載した研修受講報告書の写しは、関係職員から監査委員あて提出されている。

3 監査委員の判断

以上のような事実関係の確認に基づき、本件措置請求について次のように判断する。

なお、請求人は請求各項目において実績報告書に領収書が添付されていないこと及び開催場所が不明なことを主張しているため、この2点については総括的に判断するものとする。

(1) 領収書等の証拠書類について

ア 請求人は「平成20年度朝鮮学校研修費補助金を各朝鮮学校に支出するにあたり、朝鮮学校側から根拠資料としての領収書等を徴していない。このことは、請求者の市長に対する情報公開請求に対し、市長は領収書等を開示対象文書として提示していないことから明白」であり、「何らの領収書を徴することなく、漫然と補助金を支出したことは許されることでは」なく、「市長は責任を持って自ら補助金の合計額である34万7千円を朝鮮学校に対し返還請求するとともに、返還がなされない場合、自ら返還することが相当である」と主張する。

イ 補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項を定めた川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年規則第7号）は、第11条で「補助事業者等は補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果及び補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した実績報告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする」と規定している。

ウ 本件補助金交付に関する要綱においては、第9条で、実績報告書の提出を規定しているが、領収書等の証拠書類の提出までを求めている。

エ 証拠書類の整備については、要綱第10条は、補助金の交付を受けた者は書類を整備し、当該補助対象事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない旨を規定しており、第11条は、申請書等の記載

事実や補助金の使途等に関して調査が必要な場合に、協力しなければならないことを規定している。

オ 国における補助金交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法律施行令（昭和30年政令第255号）が制定されており、当該法令においては、必ずしも領収書等の提出を義務付けてはいない。また、本件補助金について、領収書の提出を義務づける他の法令も存在しない。

カ したがって、領収書が添付されていないことのみをもって、直ちに違法又は不当な支出とはいえない。

キ なお、上記2事実関係の確認等（4）エに記載したとおり、要綱第11条に基づき、関係職員が本件補助金の証拠書類の調査を行ったところ、全ての研修についての領収書等の原本が確認され、その写しが関係職員あて提出された。

（2）開催場所の記載について

ア 請求人は、実施金額内訳に記載されている、本件補助金補助対象事業である研修の一部の開催場所について、住所等の記載が一切なく、場所が不明であり、実際に行われた研修かも不明であるため、「実際に行われていない研修であると思われるため、市長は朝鮮学校側に対し返還を求める」べきであると主張する。

イ しかしながら、実績報告については、要綱第9条では、実績報告書及びその別紙として実施報告書及び実施金額内訳の提出を求めているが、それらにおいては、主催者や開催場所についての記載を必ずしも求めてない。

なお、実施金額内訳には備考欄があり、「備考は金額の内訳などをなるべく詳しく記入してください。」との注意書きがあるため、川崎朝鮮初級学校及び南武朝鮮初級学校は、実施金額内訳の備考欄に開催場所等について参考として記入している。

ウ したがって、開催場所の記載が不十分であることのみをもって、直ちに違法又は不当な支出とはいえない。

（3）請求一項について

ア 教員祖国研修は母国語（朝鮮語）の向上を目的とした研修であり、平成20年8月16日から23日にかけて実施されたものである。

イ 請求人は、実績報告書等に主催者や具体的な開催場所が記載されていないこと、領収書等が添付されていないことなどをもって、「研修の事実を認めることも、その金額について10万円であったということを認めることも現時点では無理があるものと言わざるを得」ず、「支出をする基本的根拠となる根本的資料が欠如しており、支出の妥当性にも大いに疑問が残るところであって、少なくとも現時点では、この部分にかかる支出について、市長は、朝鮮学校側に対し返還を求めるべき」であると主張する。

ウ しかしながら、川崎朝鮮初級学校から平成21年6月30日付けで再提出された実績報告書等によると、①参加負担金18万円には交通費13万円が

含まれていること、②主催者は朝鮮総連中央本部教育局であること、③開催場所は平壤市内に立地する図書館・総合学術サービス施設である人民大学習堂であることが明らかになった。

なお、請求人が主張する、「「補助対象事業実施金額内訳No. 3」においては、教員祖国研修会参加負担金18万円との記載があるが、その合計金額を示すはずの「計」欄においては、1.8万円となって」いる記載の誤りにについても訂正されている。

また、関係職員が証拠書類の調査を行ったところ、領収書の原本を確認している。

エ そもそも、実績報告において、領収書等の添付や開催場所について報告が必ずしも求めてられていないことは上記(1)及び(2)のとおりである。

オ 朝鮮学校では日本語の授業以外は朝鮮語で授業を行っている。今回の請求に際し、関係職員は研修に参加した学校長及び教職員代表に対し、研修内容や感想等を内容とする研修受講報告書の提出を依頼している。それによると当該研修は、授業時に正確な朝鮮語を使うことによって授業内容を児童達によりわかりやすく理解させるとともに、豊富な表現力を用いて児童たちを授業に集中させる能力を高めるためのノウハウを取得するものであったとのことである。

カ 以上のような点を勘案すると、実施報告書等の記載に誤りや不備な点があり、関係職員においても十分な確認ができていない面は否めないものの、「朝鮮学校の教育条件の維持及び向上を図り、もって朝鮮学校に学ぶ青少年の健全なる育成と日朝文化の交流に寄与すること」という本件補助金の趣旨を鑑みるに、明らかに違法又は不当な補助金の支出とまでは言えない。

(4) 請求二項について

ア 県下教員短期講習は教育指針と指導要領の統一性を計り教員達の教育指導力を向上させることを目的とした研修であり、平成20年6月14日に実施されたものである。

イ 請求人は、実施金額内訳に開催場所として記載されている神奈川県教育本部ホールについて「場所が不明であり、実際に行われた研修かも不明」であり、「よって、この部分に関する支出は、実際に行われていない研修であると思われるため、市長は朝鮮学校側に対し返還を求める」べきであると主張する。

ウ 実績報告に関して、開催場所についての具体的な住所等について必ずしも報告を求めているわけではないことは上記(2)のとおりである。

エ 関係職員の調査によると、神奈川県本部ホールとは朝鮮総連神奈川県本部の6階大会議室の通称とのことである。

オ 朝鮮総連の関連施設であるという点を考慮すると、関係者にとっては通称の方が一般的であろうことは想像される。

しかしながら、あくまでも川崎市から交付されている補助金にかかる実績報告である以上、外形的に確認することが可能な施設名称を記載すべきであ

ることはいうまでもない。

その点につき、川崎朝鮮初級学校から平成21年6月30日付けで再提出された実施金額内訳においては、開催場所は「朝鮮総連神奈川県本部大会議室（6階）」と修正されており、併せて住所及び電話番号が追加して記載されている。

なお、その所在については、電話連絡等により関係職員が確認済みである。

(5) 請求三項から五項について

ア 全国校長会議は前学年度の総括と今年度の具体策をまとめることを目的とした研修であり、平成20年4月18日から20日にかけて実施されたものである。

全国教務主任講習は、職務講習を内容とした研修であり、平成20年5月10日から11日にかけて実施されたものである。

幼稚班主任講習会は主任の資質向上と情報交換を目的とした研修であり、平成20年8月9日から10日にかけて実施されたものである。

イ 請求人は、実施金額内訳に開催場所として記載されている大阪近畿学院について「実在するものかどうかも含め不明であり、実施された研修なのかわからない。この部分に関する補助金としての支出は、市長が朝鮮学校側に対し返還を求めるべき」であると主張する。

ウ 実績報告に関して、開催場所についての具体的な住所等について必ずしも報告を求めているわけではないことは上記(2)のとおりであるが、開催場所は正確には朝鮮総連中央学院近畿分校であったとのことであり、再提出された実施金額内訳において訂正されるとともに、併せて住所及び電話番号が追加して記載されている。

なお、その所在については、電話連絡等により関係職員が確認済みである。

(6) 請求六項について

ア 特別教育セミナーは、学習障害教育に関する講習会であり、平成20年8月5日に実施されたものである。

イ 請求人は、実施金額内訳に開催場所として記載されている横浜ホーストプラザについて「場所が不明であり、実際に行われた研修かも不明」であり、「よって、この部分に関する支出は、実際に行われていない研修であると思われるため、市長は朝鮮学校側に対し返還を求める」べきであると主張する。

ウ 実績報告に関して、開催場所についての具体的な住所等について必ずしも報告を求めているわけではないことは上記(2)のとおりであるが、開催場所の記載に軽微な誤りがあり、正確には横浜ホームストプラザE204であったとのことであり、再提出された実施金額内訳において訂正されるとともに、併せて住所及び電話番号が追加して記載されている。

なお、その所在については、電話連絡等により関係職員が確認済みである。

(7) 請求七項について

ア 中央教育研修大会は分科別研究研修である。なお、実施年月日は当初、平成20年1月31日から2月1日と報告されていたが、再提出された実施報

告書により、平成21年1月31日から2月1日と訂正されている。

イ 請求人は「実施された日は平成20年1月31日～2月1日であるということであるから、平成19年度の実施にかかっていることが認められ」、「そうすると平成20年度の補助金として市長が支出を認めたことは不適切であるというほかない」ことから、「市長が朝鮮学校側に対し返還を求めるべきものであり、返還されない場合には、市長自らが返還すべきである」と主張する。

ウ 確かに、関係職員の確認が不十分であったことは否めず、今後は十分注意を払うことを要請するものである。

(8) 請求八項について

ア 請求者は本項は一項から七項までを包含するものであり、また、「各支出同士の関係や、全体的に見たときの不自然さ・杜撰さを根拠として、補助金全体にかかる不適切な点を明らかにし、補助金全体の返還を求める趣旨である」とした上で、「全体的に杜撰さが見られるところであり、著しい問題が多数存在している」にもかかわらず、「何らの領収書を徴することなく、漫然と補助金を支出したことは許されることでは」なく、「市長は責任を持って自ら補助金の合計額である34万7千円を朝鮮学校に対し返還請求するとともに、返還がなされない場合、自ら返還することが相当である」とする。

また、請求者は「補助金の不適正を補強する事実」として、同じ研修に参加にしているにもかかわらず、川崎朝鮮初級学校と南武朝鮮初級学校の間で補助金額や開催場所の表記が違っていることなどを指摘している。

イ 確かに、本件補助金の交付手続、特に実施報告書等の記載内容において誤りや不適切な表記が見受けられるとともに関係職員の確認が十分でなかったという点は否めない事実である。

しかしながら、上記(1)及び(2)のとおり、実績報告において、開催場所等については必須記載事項ではなく、領収書等の証拠書類の添付も求められていない。

なお、関係職員の調査の結果、全ての研修について証拠書類の原本を確認している。

また、実施報告書等における誤りはいずれも「著しい問題」とまでは言えず、関係職員もあらためて十分な確認を実施している。

以上のような点を勘案すると、本件補助金の支出については違法又は不当であるとまでは言えず、請求人の主張に理由はないものと判断する。

(付言)

本件補助金交付に係る業務は平成20年度に総務局から市民・こども局へ移管されたものであるが、上記のとおり、「著しい問題」とまでは言えないとしても、両校から提出された交付申請書添付の事業計画書と実施報告書の記載の齟齬、実施報告書及び実施金額内訳における誤りや不適切な記載等が見受けられるとともに

に、関係職員による確認も不十分であった。今後は両校に対して指導・徹底を図るとともに、提出された書類を十分精査するなど、より慎重な事務処理に努められたい。

また、補助金交付事務一般として、領収書等の証拠書類についても、適宜調査を行うことが必要である。

なお、平壤で開催された教員祖国研修のように、国交のない国での海外研修については、実施の有無や内容の確認に困難が伴うので、他の研修より詳細な証拠書類が保管されるべきであった。今後、こうした点も踏まえ、当該研修について補助申請があった場合には、慎重な検討を行うよう要望する。